

高畠町農業委員会第8回総会議事録

1. 開催日時 令和6年1月25日(木)午後3時00分から午後3時55分

2. 開催場所 高畠町役場 第1委員会室

3. 出席委員(13名)

会長	1番	山口 令和 委員			
	2番	佐藤 泰彦 委員		5番	長谷川 みどり 委員
	6番	横山 裕一 委員		7番	齋藤 真徳 委員
	8番	嶋津 功美 委員		9番	黒田 雅幸 委員
	10番	菅野 仁一 委員		12番	栗田 亮一 委員
	13番	安部 春一 委員		14番	庄司 和美 委員
	15番	萩原 拓重 委員		16番	高橋 正利 委員

4. 欠席委員(3名)

	3番	山田 文則 委員		4番	高梨 修一 委員
	11番	高橋 稔 委員			

5. 遅刻委員(-名)

なし

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事項

報第14号	新規就農者の申出について……………	1件
報第15号	農地法第18条第6項の規定による通知について……………	26件
議第21号	農地法第3条第1項の規定による所有権の移転許可申請に対する農業委員会の許可について……………	8件
議第22号	農地法第3条第1項の規定による賃貸借権の設定移転許可申請に対する農業委員会の許可について……………	22件

- 議第 2 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による使用貸借権の設定移転許可申請に対する農業委員会の許可について…………… 1 件
- 議第 2 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可農地についての事業計画変更承認申請に対する農業委員会の意見決定について…………… 1 件
- 議第 2 5 号 農用地利用集積計画に対する農業委員会の意見決定について…………… 1 件

7. その他の事項

8. 報告事項

9. 農業委員会事務局職員

事務局 長 青 木 睦

事務局次長兼農地係長 山 口 充

主 事 齋 藤 一 哉

事務局長

それでは、ただいまより第8回高畠町農業委員会総会を開会いたします。
初めに、高畠町農業委員会憲章唱和を行います。
では、佐藤代理、よろしくお願いします。

(高畠町農業委員会憲章唱和)

事務局長

ありがとうございました。
それでは、山口会長よりご挨拶いただきます。よろしくお願いします。

山口会長

【挨拶】

事務局長

ありがとうございました。
それでは、今日の欠席の届けであります、3番山田文則委員、4番高梨修一委員、11番高橋 稔委員より欠席届がありましたので、ご報告いたします。したがって、出席委員は16名中13名で定足数に達しております。
それでは、高畠町農業委員会総会会議規則第5条第1項により議長は会長が務めることとなりますので、以降の議事の進行は山口会長にお願いいたします。よろしくお願いします。

議 長

それでは、議事に入ります。
まず、日程第1、議事録署名委員の指名についてであります、高畠町農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定により、議長において指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

それでは、13番安部春一委員、14番庄司和美委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の山口事務局次長を指名いたします。

議 長

次に、日程第2、会期の決定を行います。

お諮りします。本総会の会期は、本日1日限りと決定したいと思います。
これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、会期を本日1日限りと決定いたします。

議 長

次に、日程第3、報第14号「新規就農者の申出について」1件を議題と
いたします。

事務局の説明を求めます。・・・齋藤主事。

番 外

《齋藤主事》 ただいまの件について、ご報告いたします。

【報第14号を議案書をもとに朗読】

議 長

ただいまの件で発言のある方はございますか。ございませんか。10番。

10番

10番です。

今聞き逃したんですけども、農林課の改善資金の金額をお聞きします。

議 長

齋藤主事。

番 外

《齋藤主事》 年間150万円で、経営開始から3年間受給できる補助金
です。

10番

了解しました。

あと、もう一点。この方については、有機農法ということで、今後作付し

ていくに当たり、周りに影響がないような作付をするように、事務局のほうから指導してもらえばと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 では、齋藤主事、返答してください。

番 外 《齋藤主事》 今回の申請地については周辺にも影響が出る可能性もあるということで、できるだけ周りに影響が無いようなところを〇〇さんのほうで紹介されたということでした。

周りに支障を与えないようにということについては、農地法の許可要件にあるので、そこは申請の段階で話しているところではありますので、よろしくお願いします。

議 長 そのほか。代理。

2 番 2番です。

関連してのことですけれども、この方、認定新規就農者になるということですね。そうすると、年に1回か2回は普及所、農林、農業委員会、それから担当の農業委員ということで、現地指導入ります。担当は、私か菅野委員、どちらかになると思いますので、その節はよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、そのほかなければ。

(発言なし)

議 長 では、特に発言がないようですので、以上で報第14号を終わります。

議 長 次に、日程第4、報第15号「農地法第18条第6項の規定による通知について」26件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。・・・山口次長。

番 外 《山口次長》 ただいまの件について報告いたします。

【報第15号を議案書をもとに朗読】

議 長 ただいまの件で発言のある方はございますか。代理。

2 番 2番です。

解約の事由というところで、借受人の都合という項目が大分見受けられるわけですが、これが解約の事由として認まるのかどうか。何か不都合なことがあるのかどうかも含めてお願いします。

議 長 齋藤主事。

番 外 《齋藤主事》 営農計画の中で場所が、解約した場所から新しく借りる場所に変更したというところで、借受人の都合でその計画が変わったということで、借受人の都合ということで申請事由とさせていただきました。

議 長 2番、よろしいですか。

2 番 何となくは分かりましたけれども、本人の営農計画の変更とか、そういう事由のほうの方が分かりやすいのかなと思いますので、いろいろ事情もあると思いますが、なるべく具体的な解約の事由というのは載せたほうがいいのかなと思いました。

以上です。

議 長 では、できる限りの詳細を書くような方向でお願いします。
そのほか、ございますか。

(発言なし)

議 長 特に発言はないようですので、以上で報第15号を終わります。

議 長 次に、日程第5、議第21号「農地法第3条第1項の規定による所有権の移転許可申請に対する農業委員会の許可について」8件を議題といたします。

初めに、10ページの2件を議題といたします。この案件は、12番栗田亮一委員の関連案件でありますので、栗田委員の退席を求めます。

(栗田委員 退席)

議 長 事務局の説明を求めます。・・・齋藤主事。

番 外 《齋藤主事》 ただいまの件について、ご説明いたします。

【議第21号、議案書をもとに朗読】

議 長 ただいまの説明に関連して、担当地区推進委員より現地調査の報告書が提出されておりますので、事務局の報告を求めます。・・・齋藤主事。

番 外 《齋藤主事》 青木正喜推進委員及び本田孝博推進委員より現地調査を行い、水稻作付のほか畑として利用されており問題ないとの報告を受けております。

以上です。

議 長 以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。
それでは、採決いたします。

議 長 ただいま議題となっております2件の案件について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 栗田亮一委員の入室を許可します。

(栗田委員 着席)

議 長 次に、残り6件を議題といたします。
事務局の説明を求めます。・・・齋藤主事。

番 外 《齋藤主事》 ただいまの件について、ご説明いたします。

【議第21号、残り6件を議案書をもとに朗読】

議 長 ただいまの説明に関連して、担当地区推進委員より現地調査の報告書が提出されておりますので、事務局の報告を求めます。・・・齋藤主事。

番 外 《齋藤主事》 申請番号1番について、菅野誠一推進委員より1月18日に現地調査を行い、水稻作付、一部荒れた状態との報告を受けております。

申請番号2番、3番について、樋口 亨推進委員より1月23日に現地調

査を行い、水稻作付されており問題ないとの報告を受けております。

申請番号4番、5番について、青木正喜推進委員より1月18日に現地調査を行い、4番は未作付の状態、5番は水稻作付されており問題ないとの報告を受けております。

申請番号8番について、本田孝博推進委員より1月13日に現地調査を行い、畑として利用されており問題ないとの報告を受けております。

以上です。

議長 以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、質疑を打ち切ります。
それでは、採決いたします。

議長 ただいま議題となっております議第21号の案件について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、日程第6、議第22号「農地法第3条第1項の規定による賃貸借権の設定移転許可申請に対する農業委員会の許可について」22件を議題いたします。

事務局の説明を求めます。・・・齋藤主事。

番外 《齋藤主事》 ただいまの件について、ご説明いたします。

【議第22号を議案書をもとに朗読】

議長 ただいまの説明に関連して、担当地区推進委員より現地調査の報告書が提出されておりますので、事務局の報告を求めます。・・・齋藤主事。

番外 《齋藤主事》 申請番号1番から5番について、高梨義崇推進委員より1月15日に現地調査を行い、水稲作付されており問題ないとの報告を受けております。

申請番号6番から11番について、菅野誠一推進委員より1月18日に現地調査を行い、全て水稲作付されており問題ないとの報告を受けております。

申請番号12、13、14番について、結城義孝推進委員より1月15日に現地調査を行い、全て水稲作付されており問題ないとの報告を受けております。

申請番号15番について、二宮政博推進委員より1月13日に現地調査を行い、保全されており問題ないとの報告を受けております。

申請番号16、17番について、近野元七推進委員より1月17日に現地調査を行い、全て水稲作付されており問題ないとの報告を受けております。

申請番号18番について、情野広繁推進委員より1月23日に現地調査を行い、畑として利用されており問題ないとの報告を受けております。

申請番号19番について、齋藤善博推進委員より1月15日に現地調査を行い、水稲作付されており問題ないとの報告を受けております。

申請番号20番、21番、22番について、情野広繁推進委員より1月23日に現地調査を行い、全て水稲作付されており問題ないとの報告を受けております。

以上です。

議長 以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入りま

す。質疑の方ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。
それでは、採決いたします。

議 長 ただいま議題となっております議第 2 2 号の案件について、原案のとおり
決定するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、日程第 7、議第 2 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による使用貸借
権の設定移転許可申請に対する農業委員会の許可について」1 件を議題と
いたします。

事務局の説明を求めます。・・・齋藤主事。

番 外 《齋藤主事》 ただいまの件について、ご説明いたします。

【議第 2 3 号を議案書をもとに朗読】

議 長 ただいまの説明に関連して、担当地区推進委員より現地調査の報告書が提
出されておりますので、事務局の報告を求めます。・・・齋藤主事。

番 外 《齋藤主事》 申請番号 1 番について、菅野誠一推進委員より 1 月 1 4 日
に現地調査を行い、水稻作付されており問題ないとの報告を受けておりま
す。

以上です。

議 長 以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。
それでは、採決いたします。

議 長 ただいま議題となっております議第23号の案件について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、日程第8、議第24号「農地法第5条第1項の規定による許可農地についての事業計画変更申請に対する農業委員会の意見決定について」1件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。・・・山口次長。

番 外 《山口次長》 ただいまの件につきまして説明いたします。

【議第24号を議案書をもとに朗読】

議 長 この案件については現地調査が行われておりますので、代表農業委員より報告願います。12番。

1 2 番

1 2 番です。

申請番号 1 番ですが、1 月 1 7 日に高橋委員と共に現地調査してまいりました。

ちょうど家の東側にありまして、夏場は畑として何か利用しているようでしたので、問題ないかと思えます。

以上です。

議 長

以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございませんか。1 4 番。

1 4 番

1 4 番です。

ちょっとお聞きしたいんですけども、計画を変更したということで、その計画の変更の期間というか、どのくらいまでは有効なのでしょう。その辺のところをお聞きしたいんですが。

議 長

山口次長。

番 外

《山口次長》 特に有効期間というのは定めがないのですが、まず当初の計画申請したときに、事業の完了年月日を記す必要があります。例えば今回の案件につきましては、当初の計画では平成 3 1 年までに完了するという計画でございましたが、当初の計画が完了できない状況になったため、今回計画の変更が申請された経過でございます。ですので、事業の期限というのは特に定まったものは、ございません。

1 4 番

ありがとうございます。

では、例えば罰則とかというのも特にないわけですね。計画をしなかったから届けもしなかったと。それで何もしないよということで、届けもしなかったら、では罰則もなしということでよろしいのでしょうか。

議 長

山口次長。

番 外

《山口次長》 転用許可する際に、その許可の条件で、進捗状況の報告が義務づけられておりまして、例えばその報告に虚偽があったり、故意にその事業を遅延させているような状況とか、そういったものであれば、許可の取消しなどの規定がございます。（「分かりました」の声あり）

議 長

そのほか、ございますか。

（質問、意見なし）

議 長

ないようですので、質疑を打ち切ります。
それでは、採決いたします。

議 長

ただいま議題となっております議第24号について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長

次に、日程第9、議第25号「農用地利用集積計画に対する農業委員会の意見決定について」1件を議題といたします。
事務局の説明を求めます。・・・山口次長。

番 外

《山口次長》 ただいまの案件について説明いたします。

【議第25号を議案書をもとに朗読】

議 長 以上で説明が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。
それでは、採決いたします。

議 長 ただいま議題となっております議第25号について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、報告事項並びに今後の日程説明に入ります。
最初に、青木事務局長。

番 外 《青木局長》

【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 続きまして、運営委員会委員長報告。10番菅野仁一委員長。

10番 【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 続きまして、農地専門委員会委員長報告。7番齋藤真徳委員長。

7番 【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長

続きますして、農振専門委員会委員長職務代理報告。13番安部春一委員長職務代理。

13番

【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長

続きますして、農業協同組合理事報告。13番安部春一理事。

13番

【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長

その他ございませんか。

ないようですので、以上で本日の総会を閉会といたします。